

令和6年度中小事業者省エネ診断業務（三八・上北・下北地域）仕様書

1 事業目的

青森県における温室効果ガス排出量のうち9割は二酸化炭素が占めており、そのうち約半分は「産業部門」及び「業務その他部門」に含まれる事業者の活動に由来するものとなっている。

しかし、多くの県内事業者にとって、省エネ対策は、実施のための専門的な知識、人材及び資金の不足等の理由から、優先度が低い状態にあると考えられる。

本事業は、事業者に対し、省エネ診断の受診から省エネ設備の導入までをサポートし、省エネ対策の実践拡大を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 対象地域

三八地域、上北地域、下北地域

4 業務内容

(1) 省エネ診断の実施と、受診後の省エネ対策実践サポート

経済産業省の補助事業である、一般社団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断事業等を活用し、事業者に対して、専門家の診断を通じた具体的な省エネ対策（運用改善、設備更新等）を提案する。

また、省エネ対策の提案後、提案内容に応じた国補助金の活用相談等、事業者の省エネ対策実践を支援する。

ア 省エネ診断の実施

3 の対象地域の事業者（事業所毎）に対して、専門家による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案する。省エネ診断および診断報告については、一般社団法人省エネルギーセンターが実施する「省エネ最適化診断」等を活用する。

なお、「省エネ最適化診断」の受付が終了した場合においては、県と協議の上、事業者から負担金（「省エネ最適化診断」に要する費用と同じ金額）を徴収し、専門家による省エネ診断を実施する（以下、「県独自枠省エネ診断」という。）。

県独自枠省エネ診断の件数は、5件程度を想定しているが、3 の対象地域以外の地域の受診状況等を踏まえて受診枠を配分する必要があることから、実施にあたっては、県と協議すること。

実施目標：10事業所（原則として、1事業者につき、同一年度中に1事業所まで。）

イ 省エネ対策の実践サポート

省エネ診断を受診した事業者が、診断結果を踏まえ、省エネ対策（運用改善、設備導入）を実践できるよう支援を行う。

特に、省エネ診断受診から、いかに省エネ設備導入につなげるかが重要である。省エネ設備の導入にあたり障壁となる、技術的課題や経営上の課題等を解決するために必要な専門家の派遣、活用可能な補助金の紹介、補助金申請手続きの支援を行うなど、事業者が積極的に省エネ設備の導入を行えるようサポートする。

実施目標：4（1）アの対象者又は過年度実施事業所のうちから、合わせて5件

※過年度実施事業所の一覧等は、発注者から受注者に提供する。

（2）省エネ診断の受診件数増に向けた取組

省エネ対策の実践を促進するには、そのきっかけとなる省エネ診断の受診件数を増やす必要があることから、3の対象地域の事業者事業者への訪問活動を実施する。

省エネ診断受診件数の増加に向けて、中小事業者の現況を把握しつつ、エネルギー管理士などの専門家を活用し、事業者訪問等の集中的な営業活動を実施する。

実施目標：訪問40件以上（例：1日あたり2件×週2日×10週間）

※令和6年度の事業目的は、省エネ診断制度の更なる周知と、新規受診者の増が大きな狙いとなるため、本項目の実施は特に重要なものとなる。

5 委託業務の対象となる経費

4に掲げる業務を実施する上で、以下に示す必要な経費を計上することができる。

人件費、報償費、会場使用料、通信運搬費、消耗品費、旅費、広報に係る経費、管理費、消費税、その他発注者が必要と認める経費。ただし、省エネ診断の実施にあたり、事業者から負担金を徴収した場合は、その金額を経費から差し引くこと。

旅費の支払いは、職員等の旅費に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）に準ずるものとする。

6 委託業務の成果物

業務報告書：紙媒体（A4判1部）及び電子媒体（CD-ROM等一式）

【業務報告書の内訳】

- ①業務ごとの実施状況報告書及び関係書類一式
- ②周知先事業者等一覧
- ③派遣専門家等一覧

7 その他

（1）受注者は、業務の実施のため必要と認められる場合は、発注者と十分協議を行い、発注者の要請に応じて適正に実施すること。

（2）この仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議の上決定する。